

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 1 7 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(8) 災害応急作業等手当

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等手当）

第 10 条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査

ア 河川の堤防等

イ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

ウ 港湾施設（漁港施設を含む。）

(2) 前号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業

2 災害応急作業等手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の巡回監視 350 円

(2) 前項第 1 号の応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 530 円

- (3) 前項第2号の作業 530 円の範囲内においてそれぞれの作業に応じて市長が定める額
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の災害応急作業等手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号及び第2号に該当するときは、第2号に定める額を同項の手当の額とする。
- (1) 作業が夜間に行われた場合 前項各号に掲げる額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 作業が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合 前項各号に掲げる額にその100分の100に相当する額を加算した額
- 4 前2項に掲げる手当の額は、作業に従事した日1日につき1,060円以内とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から適用する。

(提案理由)

本市職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。